

# 新潟市中央卸売市場事業経営戦略

令和3年 月 日更新

団 体 名 : 新潟市

事 業 名 : 中央卸売市場事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 月 日	昭和39年10月1日
職 員 数	12 人	市 場 種 別 区 分	中央卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	平成19年度	次 回 再 整 備 予 定 年 度	未定
広 域 化 実 施 状 況	当市場においては、これまで他市場との統合等による広域化は実施してない。令和2年6月の卸売市場法の改正に伴い開設区域を廃止したが、引き続き市内全域に生鮮食料品等を安定的に供給することを基本としている。		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	市場の機能を正常に保ち、また設備に異常を来たしたときに適切な処置をとり支障を最小限に抑えるとともに、電力使用の合理化・省エネルギー化を図ることを目的として、電気設備、空調設備、給排水衛生設備及びその他の設備の安全かつ効率的な運転操作業務、並びに日常の保守点検作業により各種機器の機能を常に最良の状態に保てるよう施設・設備の適切な維持・管理業務について、民間業者に委託している。	
	イ 指定管理者制度	当市場においては、同規模の他市場と比較して、すでに少ない人員体制で運営しており、費用面においてもこれ以上の経費削減が見込めないこと、また令和2年6月の卸売市場法の改正により、卸売業者に対する指導・監督業務が農林水産省から移管され、場内業者に対する開設者の関与度が一層高まったこともあり、指定管理者制度の導入は見送ることとしている。	
	ウ PPP・PFI	当市場においては、平成19年5月に移転開設し、再整備は終了している。本市における全庁的な基準として、建設費10億円以上または維持管理・運営費年間1億円以上の施設建設の場合は、民間活力導入担当部署が所管する内部組織において、PPP/PFI事業の選定や実施方針等の検討を行うこととされており、次の再整備後の運営方式については、その中で検討されるものと考えている。しかしながら、状況の変化により、次の再整備を待たずして検討することも十分に考えられるが、検討にあたっては、民間活力の導入を基本として、公設民営や民設民営、または指定管理者制度、場内業者による自主管理運営体制も含めて幅広く検討することとしている。	

(2) 使用料形態

売上高割使用料の概要・考え方	農林水産省の通知に基づき、建物の償却費、地代、管理事務費、修繕費、損害保険料等を基に算定しており、卸売業者の料率は売上高の1.5/1000、仲卸業者の直荷引きは仕入額の1.5/1000としている。	
施設使用料の概要・考え方	農林水産省の通知に基づき、建物の償却費、地代、管理事務費、修繕費、損害保険料等を基に算定している。卸売業者売場使用料は月額1㎡あたり468円、仲卸業者売場使用料は1,050円。業者事務所使用料は中央棟は987円、中央棟以外は797円。関連事業所及び保管所使用料は1,050円。駐車場使用料は1区画3,143円。	
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年6月21日	

(3) 現在の経営状況

年間取扱高 (t) ※過去3年度分を記載	年度	青果物	水産物	花き		合計			
	R1	77,497	30,692	39,792		147,981			
	H30	81,806	33,109	41,385		156,300			
	H29	82,231	39,119	43,750		165,100			
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度分を記載	年度	青果物	水産物	花き		合計			
	R1	20,267	34,213	2,790		57,270			
	H30	21,920	36,633	2,906		61,459			
	H29	22,518	42,578	3,039		68,135			
収益的収支比率 ※過去3年度分を記載	R1	67.7%		H30	69.2%		H29	70.2%	
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R1	42.9%		H30	42.5%		H29	38.7%	
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R1	12.2%		H30	13.3%		H29	14.6%	
有形固定資産原価償却率 ※過去3年度分を記載	R1	35.7%		H30	33.2%		H29	30.7%	
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	R1	1023.3%		H30	1205.4%		H29	1460.5%	

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】

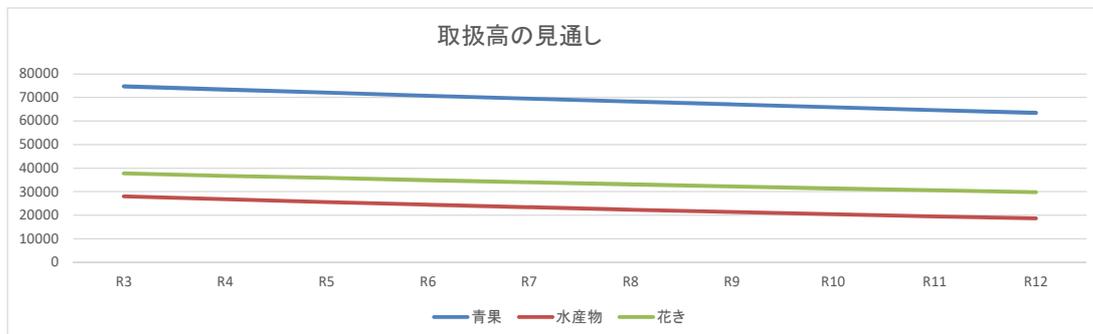
当市場の収益的収支比率及び経費回収率は100%を下回り、また他会計補助金比率も12%程度であるが、これについては、移転開設後13年しか経過しておらず、起債残高が多いためである。

現在、起債の償還金がピークを迎え、それに伴う収支の赤字部分を財政調整基金繰入金で補填している状況ではあるが、償還のピークが過ぎた後、令和6年度には収支が同額となり、令和7年度に黒字に転換する見込みとなっている。近い将来大規模工事の予定はないが、今後は将来の大規模修繕や設備の更新に備え、必要な工事費の財源確保に努める必要がある。使用料については、移転開設時に激変緩和措置として実施してきた減免制度を段階的に廃止し平成29年度で完全に廃止したが、年間取扱高が減少していることから、使用料収入も減少傾向にある。現在の場内業者の経営状況を踏まえると使用料単価の増額は見込めないことから、今後も引き続き空き区画を解消するなど財源確保に努める。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 取扱高(t)の見通し

取扱高の見通しについては、過去10年間の取扱高の増減率を考慮して算出している。青果部は-1.8%、水産物部は-4.42%、花き部は-2.61%を見込んでいる。



### (2) 使用料収入(千円)の見通し

使用料収入の見通しについては、売上高割使用料の減少率は取扱高の見通しと同率で算出し、面積割使用料は令和3年度の見込額を各年度に計上している。10年間の各年度の増減率の平均は-0.63%となっている。



### (3) 施設の見通し

平成19年5月の移転開設後13年しか経過しておらず、近い将来大規模工事の予定はない。今後10年間の見通しについては、小規模な修繕工事等が見込まれるが、具体的な工事や設備更新の内容・時期が明確でないため、令和6年度、9年度、12年度にそれぞれ3,000万円の工事費を計上している。平成29年度及び令和2年度には各施設の屋上防水層補修工事を実施するとともに、平成30年度頃からシャッター、排水ポンプなど各施設・設備において、小規模の修繕や部品交換、設備の更新作業を行っている。今後もどのように修繕工事や設備の更新を行えば効率的なのか、精査、検討しながら修繕工事等を行っていく。

### (4) 組織の見通し

現在、場長(次長兼務)、次長補佐、管理係長、指導係長のほか、6名の正規職員と2名の場内監視員が配置され、2係で合計12名の人員体制で運営している。令和2年6月の卸売市場法の改正により、卸売業者に対する指導・検査業務が農林水産省から開設者に移管され、開設者の場内業者に対する関与度が一層高まった。それにより特に卸売業者に対する検査業務において、人員体制を強化したいところであるが、費用面の関係もあり増員できない状況にあるため、当面は現在の人員・組織体制を維持していく。職員の異動に際しては、業務の見える化や引継ぎマニュアルの充実、また内部研修などにより、各種ノウハウの継承の円滑化に努める。

## 3. 経営の基本方針

### 【基本理念】

安心・安全な生鮮食品等の安定供給を通して、市民及び地域社会から信頼される市場を目指す。  
新たな取組にチャレンジし、より魅力あふれる市場を目指す。

### 【基本方針】

I 安心・安全な生鮮食品等の提供～市場機能の更なる強化～市民へ安心・安全な生鮮食品等を安定供給できるよう市場機能の強化を図る。

(戦略1) 品質管理の徹底 (戦略2) 取引ルールの徹底 (戦略3) 危機管理体制の確立

II 情報発信機能の強化 ～消費拡大に向けて～卸売市場に対する理解促進と生鮮食品等の消費拡大に向けた取組を推進する。

(戦略4) 市場認知度向上に向けた取組 (戦略5) 食育・花育活動の推進 (戦略6) 生産者と消費者への情報提供

III 新しい視点での取組強化 ～市場の活性化を目指して～卸売市場の更なる活性化を目指し、新たな取組にチャレンジする。

(戦略7) ブランド化に向けた取組 (戦略8) 積極的な販路拡大の推進 (戦略9) 労働環境の改善と人材育成に向けた取組

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>当市場は平成19年5月に移転再整備を終え、移転開設後13年しか経過してないことから、近い将来建設改良工事等の投資の予定はないが、今後は小規模の修繕工事や設備の更新が見込まれることから、令和6年度、9年度、12年度に3,000万円の施設整備費を計上している。しかしながら、将来の大規模修繕に備え必要な財源を確保にする必要があることから、今後も場内業者対し働きかけを行いながら空き区画を解消するなど財源確保に努める。</p> <p>施設使用率 令和3年2月時点 98% → 令和12年度 98% (策定時点ですでに使用率が高いこと及び施設返還も考慮し98%を維持することで目標設定)</p>
-----	--

<p>民間の資金・ノウハウ等の活用については、本市における全庁的な基準として、建設費10億円以上または維持管理・運営費年間1億円以上の施設建設の場合は、PPP/PFI事業の選定や実施方針等の検討を行うこととされており、次の再整備後の運営方式については、その中で検討されるものと考えている。しかしながら、状況の変化により、次の再整備を待たずして検討することも十分に考えられるが、検討にあたっては、民間活力の導入を基本として、公設民営や民設民営、または指定管理者制度、場内業者による自主管理運営体制も含めて幅広く検討する。</p> <p>施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)や合理化(スペックダウン)については、今後の取扱高の推移、特に令和2年6月の卸売市場法の改正に伴う中央卸売市場業務条例に改正により、商物一致原則が廃止されたため、市場に搬入される商品の減少状況等を踏まえながら検討する。</p> <p>施設・設備の長寿命化等の投資の平準化については、移転再整備後13年しか経過してないため、近い将来大規模改築等建設改良工事の投資の予定はないが、今後の小規模工事や空調・電気等の設備の更新については、極力平準化に努める。</p> <p>広域化については、他市場との統合等の予定はない。令和2年6月の卸売市場法の改正に伴う業務条例の改正により開設区域を廃止したが、引き続き市内全域に安定的に供給することを基本としている。</p> <p>防災・安全対策については、毎年度消防訓練や防災訓練を実施することにより、場内業者に対し災害時の対応について啓発を図る。</p> <p>空き区画の解消については、現在施設使用率は98%と高いため、目標は施設返還を考慮し98%と設定するが、場内業者への働きかけとともに、場外業者への募集も強化しながら空き区画の解消に努める。</p>
--

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>収支計画については、現在起債の償還金がピークを迎え、それに伴う収支の赤字部分を財政調整基金繰入金で補填している状況であるが、償還のピークが過ぎた後、令和6年度には収支が同額となり、令和7年度には黒字に転換する見込みとなっている。黒字分は基金に積み立てるが、基金は将来の大規模修繕や改築の貴重な財源となるものであり、今後も必要な財源確保に努めながら経営基盤の強化を図り、黒字転換、基金積立に向けて適正で健全な財政運営を行っていく。</p>
-----	---

<p>流通形態の多様化や自然災害等による取扱高の減少とともに、使用料収入は減少傾向にあるが、場内業者の現在の経営状況を踏まえると、使用料単価の増額は見込めないことから、空き区画の解消等により使用料収入の増額を目指す。</p> <p>企業債については、近い将来大規模な修繕工事は予定していないが、今後は小規模程度の修繕工事や設備の更新が見込まれる。工事の実施年度に全額工事費を支払えるほど財源に十分な余裕はないため、企業債の活用はやむを得ないものと考えている。</p> <p>繰入金については、一般会計繰入金は総務省の通知に基づく繰出基準(営業費用の30%、起債償還金の50%)により繰り出すこととし、それでも収支が不足する部分については、財政調整基金からの繰入金を充当することとする。</p> <p>その他資産の有効活用等についても、収入増加に向けた方策について検討することとする。</p>
---

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>委託料については、当市場は同規模の他市場と比較して、すでに少ない人員体制で運営しており、費用面においてもこれ以上の経費削減が見込めないこと、また令和2年6月の卸売市場法の改正により、場内業者に対する指導・監督については、関与度が一層高まったこともあり、指定管理者制度の導入は考えていないが、アウトソーシング可能なものについては、できる限り検討していく。</p> <p>維持管理費については、真に必要なものを精査して支出するとともに、経費削減が可能なものについては、できる限り削減する。</p> <p>職員給与については、一般会計職員の給与関連規程に基づき支給する。</p> <p>その他の経費についても、真に必要なものを精査して支出するとともに、経費削減が可能なものについては、できる限り削減する。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

##### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

民 間 活 用	<p>当市場においては、平成19年5月に移転開設し、再整備は終了している。本市における全庁的な基準として、建設費10億円以上または維持管理・運営費年間1億円以上の施設建設の場合は、民間活力導入を担当する部署が所管する内部組織において、PPP/PFI事業の選定や実施方針等の検討を行うこととされており、次の再整備後の運営方式については、その中で検討していく。</p>
投 資 の 平 準 化	<p>平成19年5月の移転整備後13年しか経過しておらず、計画期間内においては大規模な修繕工事は見込まれないが、今後は小規模の修繕工事や設備の更新が見込まれる。場内業者が安心して営業できる環境を確保しながら、工事の必要性や平準化を十分考慮しながら実施していく。</p>
広 域 化	<p>他市場との統合等による広域化は実施する予定はない。市場間連携による広域化については、場内業者それぞれ個々の事情があるが課題の抽出から検討する必要があると考えている。令和2年6月の卸売市場法の改正に伴う業務条例の改正により開設区域を廃止したが、市内全域に安定的に供給することを基本としている。</p>
そ の 他	<p>当市場は移転整備後13年しか経過してないため、近い将来大規模な修繕工事等の投資は見込まれない。今後特段投資の予定はないが、投資の検討の必要が生じた場合は真に必要なかどうか、また投資の規模が適正かどうか慎重に検討するものとする。</p>

## ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使 用 料	流通形態の多様化や自然災害等による取扱高の減少により、使用料収入も減少傾向にある中、場内業者の現在の経営状況を踏まえると、使用料単価の増額は見込めないことから、現在の使用料を維持する。
企 業 債	近い将来大規模な修繕工事は予定していないが、今後は小規模の修繕工事や設備の更新が見込まれる。工事の実施年度に全額支払えるほど財源に十分な余裕はないため、企業債の活用はやむを得ないものと考えているが、実施にあたっては必要性を十分検討するとともに工事の平準化に努める。
繰 入 金	一般会計繰入金については、今後も総務省の通知に基づく繰出基準(営業費用の30%、起債償還金の50%)により繰り出すこととし、それでも収支が不足する部分については、財政調整基金からの繰入金を充当する。なお、令和6年度には収支が同額となり、令和7年度には黒字に転換する見込みとなっており、以降基金に積み立てる計画となっている。
資産の有効活用等による収入増加の取組	令和2年6月の卸売市場法の改正による農林水産省の基本方針において、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲での施設の有効活用について、記載されている。収入増加に向けた施設の有効活用の可能性について、今後検討する必要があるものと考えている。
そ の 他	その他の財源についても、収入増加に向けた方策について検討するものとする。

## ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	当市場においては、同規模の他市場と比較してすでに少ない人員体制で運営しており、費用面においてもこれ以上の経費削減が見込めないこと、また令和2年6月の卸売市場法の改正により、場内業者に対する指導・監督については、関与度が一層高まったこともあり、指定管理者制度の導入は考えていないが、アウトソーシング可能なものについては、可能な限り検討していく。
管 理 運 営 費	管理運営費については、真に必要なものを精査して支出するとともに、経費削減が可能なものについては、できる限り削減する。
職 員 給 与 費	今後も一般会計職員の給与関連規程に基づき支給する。
そ の 他	その他の経費についても、真に必要なものを精査して支出するとともに、経費削減が可能なものについては、できる限り削減する。

## 5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	令和2年6月の卸売市場法の改正において、農林水産省は中央卸売市場を食料品等の流通の重要な核施設として位置付けたことにより、今後中央卸売市場が食料品等の流通業に果たす役割はますます大きくなっていくものと考えられる。また特に当市場の場合は周辺に中央卸売市場が設置されていないことから、今後も本市における流通の拠点施設としての重要性は一層高まるものと考えられる。卸売市場法の改正に伴う業務条例の改正により開設区域を廃止したが、今後も市内全域に供給することを基本とし、市民に対し安心安全で、良質な生鮮食料品等を適正価格で安定的に供給していくことが求められると考える。
公営企業として実施する必要性	当市場の民営化については、施設整備費を除く施設運営費のみの収支であれば黒字であるが、施設整備費を含めると大幅な赤字となるため、引き受ける企業はないことから、これまで具体的な検討は行っていない。中央卸売市場は令和2年6月の卸売市場法の改正により食料品等の重要な核となる施設として位置づけられたことから、当市場においては市民に安心安全な生鮮食料品等を提供する流通の拠点施設として地域への貢献は多大であることに鑑み、市場の発展及び活性化に向けて、今後も地方財政法に基づき収益により費用を賄う公営企業の形態で運営を継続する。

## 6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画期間の初年度の令和3年度は改正業務条例施行の2年目であり、改正後の条例が適正に運用されているか、業者の取引状況を十分に注視するとともに、令和7年度には卸売市場法の見直しが見込まれていることから、他の中央卸売市場の運営状況も踏まえながら、適正な管理運営に努めるとともに、そうした状況を十分に考慮しながら、随時当該戦略の改定の必要性について検討する。また、予期してなかった突発的な事象が発生した場合は、その都度必要に応じて改定するとともに、年度終了後においても、事後検証を行い改定の検討を行う。
---------------------	---

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度											
		H31 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 予算	R6 予算	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	838,725	869,570	811,509	1,331,442	1,128,879	846,766	647,293	642,384	637,618	632,990	628,496	624,132
	(1) 営 業 収 益 (B)	530,540	533,612	523,200	562,359	572,900	573,372	524,065	519,156	514,390	509,762	505,268	500,904
	ア 料 金 収 入	406,297	412,974	399,434	409,108	423,076	423,922	398,140	395,597	393,148	390,790	388,519	386,332
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	124,243	120,638	123,766	153,251	149,824	149,450	125,925	123,559	121,242	118,972	116,749	114,572
	(2) 営 業 外 収 益	308,185	335,958	288,309	769,083	555,979	273,394	123,228	123,228	123,228	123,228	123,228	123,228
	ア 他 会 計 繰 入 金	151,522	170,785	155,844	164,514	99,933	119,279						
	イ そ の 他	156,663	165,173	132,465	604,569	456,046	154,115	123,228	123,228	123,228	123,228	123,228	123,228
	2 総 費 用 (D)	439,392	466,619	416,139	472,317	454,961	526,478	379,829	372,275	365,635	359,362	353,083	346,918
	(1) 営 業 費 用	340,873	382,435	346,128	416,318	413,050	495,681	356,540	353,867	351,250	348,686	346,175	343,716
ア 職 員 給 与 費	72,798	78,134	80,032	83,955	85,236	84,725	78,431	78,431	78,431	78,431	78,431	78,431	
イ そ の 他	268,075	304,301	266,096	332,363	327,814	410,956	278,109	275,436	272,819	270,255	267,744	265,285	
(2) 営 業 外 費 用	98,519	84,184	70,011	55,999	41,911	30,797	23,289	18,408	14,385	10,676	6,908	3,202	
ア 支 払 利 息	98,519	84,184	70,011	55,999	41,911	30,797	23,289	18,408	14,385	10,676	6,908	3,202	
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	399,333	402,951	395,370	859,125	673,918	320,288	267,464	270,109	271,983	273,628	275,413	277,214	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	399,377	555,345	414,670	423,438	553,355	220,133		30,000				30,000
	(1) 地 方 債		152,400	19,300	23,200	147,500	52,000		30,000				30,000
	うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	399,377	402,945	395,370	400,238	405,855	168,133						
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	798,754	958,296	810,040	1,282,563	1,227,209	419,066	266,593	210,534	223,191	193,585	198,275	168,253
(1) 建 設 改 良 費		152,406	19,300	23,200	415,500	82,800			30,000			30,000	
うち 職 員 給 与 費													
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	798,754	805,890	790,740	800,475	811,709	336,266	266,593	210,534	193,191	193,585	198,275	138,253	
うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金													
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金				458,888									
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 399,377	△ 402,951	△ 395,370	△ 859,125	△ 673,854	△ 198,933	△ 266,593	△ 210,534	△ 193,191	△ 193,585	△ 198,275	△ 138,253	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 44				64	121,355	871	59,575	78,792	80,043	77,138	138,961	
積 立 金 (K)					65	121,356	872	59,576	78,793	80,044	77,139	138,962	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	46	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2	2	1	1									
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	2	2	1	1									
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	68%	68%	67%	105%	89%	98%	100%	110%	114%	114%	114%	129%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	530,540	533,612	523,200	562,359	572,900	573,372	524,065	519,156	514,390	509,762	505,268	500,904	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	4,708,661	4,055,170	3,283,730	2,514,355	1,850,146	1,345,987	1,079,395	868,861	705,671	512,086	313,811	205,557	
○ 他 会 計 繰 入 金 (単位:千円)													
年 度		H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		決 算	決 算	決 算	予 算	予 算	予 算						
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	151,522	170,785	155,844	164,514	99,933	119,279						
	うち 基 準 外 繰 入 金			17,000	11,620								
	合 計	151,522	170,785	172,844	176,134	99,933	119,279						
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	399,377	402,945	395,370	400,238	405,855	168,133						
	うち 基 準 外 繰 入 金												
	合 計	399,377	402,945	395,370	400,238	405,855	168,133						
合 計		550,899	573,730	551,214	564,752	505,788	287,412						